

十勝川右岸圏域河川整備計画 流域懇談会 傍聴要領

(趣 旨)

本要領は、十勝川右岸圏域河川整備計画流域懇談会（以下、「懇談会」という。）の運営に関し、議事を円滑に進めるため、傍聴に係る必要な事項を定めたものです。

(傍 聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する際に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記載してください。
記載を拒否される場合は、入室をお断りすることがあります。
- 2) 傍聴者数につきましては、可能な限り確保致しますが、会場の都合により満席となった場合には、入室を制限することがあります。
- 3) 傍聴者は、会場内において以下の事項を遵守してください・
 - ① 会議における発言、言論への批判、可否の表明、拍手などをしない。
 - ② 私語、談論などをしない。
 - ③ 横断幕・プラカード類の持込み、はちまき・腕章類の着用をしない。
 - ④ 許可無く写真やビデオ撮影、録音などをしない。
 - ⑤ 携帯電話などを使用しない。 会議中は、電源を切るか、マナーモードに設定し、通話等は会議場の外で行ってください。
 - ⑥ 前号に掲げる他、会場の秩序を乱したり、議事進行の妨害となるような行為を行わない。
- 4) 傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、退室して頂きます。
- 5) 事務局ならびに構成員による会議の非公開決定があった場合には、事務局の指示により、傍聴者は速やかに退室してください。
- 6) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従ってください。

(以 上)